

## 第 1 回アスベスト大気濃度調査検討会における主な意見等

### 1 義務付けの対象について

- ・ 隔離した現場は全て測定を義務付けることが常識的ではないか。小さい現場は測定箇所を減らし、排気口だけ測定を義務付ける等。
- ・ 曝露という観点に立てば、面積は関係なく全て規制すべき。
- ・ レベル 2 について、63 % 免除されるのは問題。免除なしというのが基本。2 ~ 3 日かかるということだが、SEM は丸一日あればできる。
- ・ ロックウールに石綿が混ざっている場合は、面積で切ってもいい。少なくとも昭和 50 年以前のものは、制限をかける必要はない。

### 2 測定場所・測定方法

#### (1) 集じん・排気装置

- ・ 集じん・排気装置をきちんと管理すれば、漏洩はかなり防げるのではないか。工事前の予防的措置として、集じん・排気装置を動かしてスモークテストする。重要なところは、セキュリティー出入口と集じん機出口。それ以外の養生確認は目視でも分かる。
- ・ 測定は基本的に排気口の中で。等速吸引を考慮した形で。
- ・ 等速吸引は必ずしも必要ない。ダクトの外でもかなり風量があるので十分わかる。正確な数値が必要なわけではない。
- ・ 作業標準には、連続的に測れるデジタル粉じん計等の記載を。
- ・ 現場の顕微鏡観察でアスベストの有無を確認し、工事を止めさせることが基本。
- ・ 漏洩を監視するというのであれば、連続でやる必要がある。特に集じん・排気装置の出口。

#### (2) 施工区画等

- ・ 測定の目的は作業管理。3 日後に結果が出るような測定方法では、目的に合わない。
- ・ 高層建築物では、施工区画での測定は必要ないのではないか。平地にある場合は必要かもしれない。
- ・ 敷地境界は、意味がないのではないか。30階であれば、29階、31階の階段等の工事をしているところの境で測定すれば、意味はある。
- ・ 周辺の測定が行われなくても、場合によっては、いたし方ないか。施工区画は決めにくい。
- ・ 養生からの漏れは、施工前だけではなく施工中に養生の貼り合わせ箇所の破損もあり得る。工事をやっている人が監視しないとイケない。

- ・石綿繊維濃度基準 1 本 / L となると、最初から電顕を想定しなければならないのではないか。

### 3 測定結果の評価方法（施工区画等）

- ・間欠曝露なので、健康リスクの議論から何本がいいという答えは出てこない。一般大気よりも高いという意味で、1 本 / L というのは、分かりやすくいい。
- ・現場では隔離の外で色々な解体をやっている。全て電顕になりかねないので、総繊維 1 本を超えれば電顕というのは非常に厳しい。隔離養生の外で出てきた粉じんを拾って、それが隔離養生からの漏洩とは言えない。集じん・排気装置の出口のところはいい。
- ・解体現場は様々な粉じんが飛び交っているので、位相差顕微鏡のルールでやると、非アスベストも全部測り込む。アスベスト濃度を測らなければいけない。
- ・建物が劣化損傷して、部屋の中で総繊維数 1 本 / L を超えていることもある。作業前に測定し、その結果と比較するような基準としてはどうか。

### 4 その他（完了検査）

- ・作業後の隔離養生の撤去前に中を測るのが原則。
- ・作業後について、アスベストの種類によって沈降速度が違う。作業後、いつの時点で測るかを決めておく必要がある。
- ・除去終了後の養生内のクリアランスの確認は絶対必要。